

尾張旭市選挙管理委員会（平成27年第18回）会議録

- 1 開催日時  
平成27年8月20日（木）  
開会 午前10時  
閉会 午前11時15分
- 2 開催場所  
尾張旭市役所 3階 301会議室
- 3 出席委員  
委員長 水野紀彦  
委員 谷口紀樹、玉置民夫、松原克代
- 4 欠席委員  
なし
- 5 傍聴者数  
0名
- 6 出席した事務局職員  
書記長 木上恒夫、次長兼係長 田中健一、書記 永谷尚子
- 7 議題  
第71号議案 尾張旭市長選挙の期日等の決定について  
第72号議案 在外選挙人名簿の登録の抹消について
- 8 会議の要旨

書記長	<p>定刻になりましたので、ただいまから第18回選挙管理委員会を開催いたします。</p> <p>本日の議案は、尾張旭市長選挙の期日等を定めるもの、及び在外選挙人名簿の関係、計2件でございますので、ご審議のほど、よろしくお願ひいたします。</p> <p>それでは、委員長お願ひいたします。</p>
委員長	<p>改めましておはようございます。</p> <p>（委員長あいさつ）</p> <p>それではまず、次第の2「前回会議録について」でございま</p>

	<p>す。</p> <p>前回の会議録につきまして、すでに配布されていますが、訂正等がありますか。</p>
	<p>(なし)</p>
委員長	<p>それでは前回の会議録を原案どおり承認し、会議終了後に署名したいと思います。</p> <p>それでは、次に次第の3「議題」に入らせていただきます。事務局より説明願います。</p>
事務局	<p>では、第71号議案「尾張旭市長選挙の期日等の決定について」をご説明いたします。公職選挙法第33条第1項の規定により、地方公共団体の長の任期満了に因る選挙は、その任期が終わる日の前30日以内に行うと定められています。このため、平成28年3月24日に任期が終了する尾張旭市長の選挙の期日としましては、30日前にあたる2月23日から任期満了日までの間ということになります。日曜日を投票日とすることを前提といたしますと、2月28日、3月6日、13日、20日が候補となりまして、この中で、例年実施されます市の行事日程などを勘案し、2月28日を尾張旭市長選挙の期日として定めようとするものでございます。</p> <p>また、公職選挙法第33条5項の規定により、指定都市以外の市長の選挙にあつては、少なくとも7日前に告示しなければならないと規定されています。このため、選挙日の7日前に当たる平成28年2月21日を選挙期日の告示日として定めるものでございます。</p>

	第71号議案の説明は以上でございます。
委員長	では、第71号議案について、何かご質問等はありませんか。
委員	市と話し合いはしましたか。
書記長	はい。
委員	どのような結果でしたか。
書記長	<p>2月28日及び3月20日の2案を中心とした検討をし、市長部局に対して、説明をいたしました。これら2案については、通常行われる議会日程などを考慮しております。</p> <p>この2案ですと、2月28日を案とする3月議会前に選挙を行う案が望ましいとの意見がありました。</p>
委員	この日程が望ましい案ということですね。
書記長	はい。3月議会はさまざまな条例改正を控えておりますが、国の法改正の動向も不明確な部分がございます。3月議会後に選挙を行いますと、場合によっては改めて臨時議会を開かなくて

	<p>はいけないということも十分想定されるところです。</p> <p>また、投票日を日曜日にしなければいけないとはなっておりませんが、投票率の低下などを考えますと、やはり投票日は日曜日に持ってきた方が良いと判断し、この日程が望ましいと考えております。</p>
委員長	<p>他にご質問等ないようですので、採決を取りたいと思います。</p> <p>第71号議案に賛成の方は挙手をお願いします。</p>
委員	<p>全員挙手（原案可決）</p>
委員長	<p>第71号議案は可決されました。</p> <p>続きまして、第72号議案「在外選挙人名簿の登録の抹消について」事務局より説明願います。</p>
事務局	<p>では第72号議案「在外選挙人名簿の登録の抹消について」、ご説明いたします。</p> <p>公職選挙法第30条の11の規定により、在外選挙人名簿に登録されている方が、死亡又は国籍を喪失したとき、又は国内の市町村に転入して4か月を経過したときなどは、市の選挙管理委員会は、これらの方を在外選挙人名簿から抹消しなければならないとされています。</p> <p>このことにつきまして、議案の2枚目にあります1名の方が、国内に転入して4か月経過したため、在外選挙人名簿から抹消するものでございます。</p> <p>また、参考としまして、前回、6月2日時点の登録者数、今</p>

	<p>回、8月20日現在の登録者数の内訳を資料として添付しています。今回抹消する1名の方がいるため、50名の方が在外選挙人名簿に登録されていることとなります。</p> <p>第72号議案の説明は以上でございます。</p>
委員長	<p>では、第72号議案について、何かご質問等はありませんか。</p>
	<p>(なし)</p>
委員長	<p>他にご質問等ないようですので、採決を取りたいと思います。第72号議案に賛成の方は挙手をお願いします。</p>
委員	<p>全員挙手（原案可決）</p>
委員長	<p>第72号議案は可決されました。</p> <p>本日の議題はこれで以上ですが、事務局から何かありますか。</p>
事務局	<p>○ 市長選の日程決定</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 立候補予定者説明会を1月2週目あたりで検討。</li> <li>・ 午後、日程を各新聞社に情報提供。</li> <li>・ 広報、ホームページでもお知らせする。</li> </ul> <p>○ 投票区の見直しについて</p>

	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 旭前城前の区画整理により、町名変更が行われるため、区域の見直しを検討。</li> <li>・ 旭前投票所が手狭であり、バリアフリーにもなっていないこと、城山コミュニティセンターができたことなどから、旭前投票区と城前投票区の合区も視野に入れている。</li> <li>・ 東印場町二反田の投票区のあり方はどうか。 (委員から)</li> <li>・ 地元の意見も聴取できないか。</li> <li>・ 東印場町二反田地区は現状のままで考えた方が良くはないか。</li> </ul> <p>○ 次回日程 平成27年9月2日(水) 午前10時から 201会議室</p> <p>○ 18歳選挙権 改正公職選挙法が平成27年6月19日に公布されたため、平成28年6月19日以降に公示又は告示される選挙から選挙権年齢は18歳以上。</p>
委員長	それでは、これで選挙管理委員会を閉じさせていただきます。